法律の現場から 100

労働組合のお話

弁護士法人 名古屋北法律事務所
弁護士 白川 秀之

エステ店の経営者が、残業代未払いを労働基準監督署に申告した女性従業員に対して、「会社つぶしてもいいの」などと威圧的な発言をしたことが報道されました。この件は、その女性労働者に対するパワハラの可能性がありますし、組合活動に対して不当に圧迫した不当労働行為でもあります。不当労働行為とは使用者が行う労働者の団結権を侵害する行為で、労働組合法で禁止されています。例えば、組合の設立を禁止したり、組合員を不当に差別したりすることが代表的です。今回も、威圧的な発言によって、労働者が組合活動を行う事を躊躇させかねない行動ですので、不当労働行為にあたると思います。

不当労働行為の場合には、労働委員会という所に救済を求める事が出来ます。最近の例では、大阪市の市職員に対する思想調査が不当労働行為に該当するという判断が出されました。労働組合は労働者が使用者と戦う有効な手段なのです。